

通所介護サービス・予防専門型通所サービス 重要事項説明書

＜令和08年04月01日＞

1 事業の目的・特色

デイサービスセンターケアマキス笹原は、地域で暮らす高齢者が、可能な限り、居宅においてその方の能力に応じた自立した生活が送れるよう、必要な日常生活上のお世話や機能訓練等を提供します。

ケアマキス笹原の理念である「そのひとらしく生きることにはこだわりを持ちます」を柱としてなるべく自由にお過ごしいただくことに重きを置いています。送迎時間も出来る限り柔軟に希望に応じています。

2 デイサービスセンターケアマキス笹原の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスセンターケアマキス笹原
所在地	名古屋市天白区笹原町 1701 番地
介護保険指定番号	通所介護 (2371603099) 総合事業 (23A1600387)
サービスを提供する対象地域*	天白区、南区、瑞穂区、昭和区(田面町、福原町、西畑町、伊勝町、宮東町、前山町、川名山町、向山町、宮園町、川名本町、山里町、南分町、長門町、隼人町、滝川町、八事本町、広路町、南山町、上山町、荒田町、陶生町)、緑区(鳴海町、潮見が丘、相原郷、小坂、籠山、平手北、細口、乗鞍、鳴丘、神の倉、赤松、東神の倉、西神の倉、黒沢台、梅里、桃山、ほら貝、相川、鳴子町、古鳴海、浦里、竹の山、旭出、鹿山、大形山、滝の水、神沢、上旭、池上台)

(2) 同センターの職員体制

	実配置状況		
	常勤	(非常勤)	計 (常勤換算)
管理者	兼務 1 名	(0 名)	介護福祉士 (1) 0.5 名
生活相談員	兼務 2 名	(専従 1 名)	介護福祉士 (3) 1.3 名
機能訓練指導員	兼務 1 名	(兼務 1 名)	理学療法士 (1) 看護師 (1) 0.7 名
事務職員		(専従 1 名)	0.5 名
看護職員		(専従 1 名) (兼務 1 名)	看護師 (2) 0.5 名
介護職員	専従 6 名 兼務 2 名	(専従 1 名) (兼務 2 名)	介護福祉士 (7) 実務者研修 (2) 社会福祉士 (1) 認知症介護基礎研修 (1) 8.3 名

(3) 同センターの設備の概要

定員	40名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	5台

(4) 営業時間

月～金曜	午前 8:30～午後 5:30 (祭日は営業) 但し、サービス提供時間は 9:00～17:15
土・日曜	定休日 (12/30～1/3 まで休業)
	緊急連絡先 052-918-3002

(5) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成 28 年 2 月 1 日指定
[短期入所生活介護]	平成 28 年 3 月 1 日指定
[介護予防短期入所生活介護]	平成 28 年 3 月 1 日指定
[介護予防通所介護]	平成 28 年 2 月 1 日指定
[訪問介護]	平成 28 年 2 月 1 日指定
[介護予防訪問介護]	平成 28 年 2 月 1 日指定
[居宅介護支援事業]	平成 27 年 8 月 1 日指定
[予防専門型通所サービス]	平成 28 年 8 月 1 日指定

3 サービス内容

☆共通的服务

① 食事の介助 (ただし、食事の提供に係る費用は別途お支払いいただきます。)

食事の準備、介助を行います。当事業所では、栄養士 (管理栄養士) の立てる献立表により、栄養及びご利用者の身体の状態並びに嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 12:00～14:00

② 排泄

利用者の排泄の介助を行います。

③ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。追加料金としてご負担いただきます。

①個別機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。当事業所では、毎日機能訓練指導員を配置しております。

②入浴

入浴を行います。一般浴が困難な方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

4 料金（2024年4月改定介護報酬対応、3級地のため1単位が10.68円）

(1) 利用料金 [通常規模型通所介護]

① 3時間以上4時間未満

	1日あたりの の保険単位	1日あたりの 自己負担額1割	1日あたりの 自己負担額2割	1日あたりの 自己負担額3割
要介護度1	370単位	¥396円	¥791円	¥1,186円
要介護度2	423単位	¥452円	¥904円	¥1,356円
要介護度3	479単位	¥512円	¥1,023円	¥1,535円
要介護度4	533単位	¥570円	¥1,139円	¥1,708円
要介護度5	588単位	¥628円	¥1,256円	¥1,884円

② 4時間以上5時間未満

	1日あたり の保険単位	1日あたりの 自己負担額1割	1日あたりの 自己負担額2割	1日あたりの 自己負担額3割
要介護度1	388単位	¥415円	¥829円	¥1,243円
要介護度2	444単位	¥475円	¥949円	¥1,423円
要介護度3	502単位	¥537円	¥1,073円	¥1,609円
要介護度4	560単位	¥598円	¥1,196円	¥1,794円
要介護度5	617単位	¥659円	¥1,318円	¥1,977円

③ 5時間以上6時間未満

	1日あたり の保険単位	1日あたりの 自己負担額1割	1日あたりの 自己負担額2割	1日あたりの 自己負担額3割
要介護度1	570単位	¥609円	¥1,218円	¥1,827円
要介護度2	673単位	¥719円	¥1,438円	¥2,157円
要介護度3	777単位	¥830円	¥1,660円	¥2,490円
要介護度4	880単位	¥940円	¥1,880円	¥2,820円
要介護度5	984単位	¥1,051円	¥2,102円	¥3,153円

④ 6時間以上7時間未満

	1日あたりの の保険単位	1日あたりの 自己負担額1割	1日当たりの 自己負担額2割	1日当たりの 自己負担額3割
要介護度1	584単位	¥624円	¥1,248円	¥1,872円
要介護度2	689単位	¥736円	¥1,472円	¥2,208円
要介護度3	796単位	¥851円	¥1,701円	¥2,551円
要介護度4	901単位	¥963円	¥1,925円	¥2,887円
要介護度5	1008単位	¥1,077円	¥2,153円	¥3,230円

⑤ 7時間以上8時間未満

	1日あたり の保険単位	1日あたりの 自己負担額1割	1日当たりの 自己負担額2割	1日当たりの 自己負担額3割
要介護度1	658単位	¥703円	¥1,406円	¥2,109円
要介護度2	777単位	¥830円	¥1,660円	¥2,490円
要介護度3	900単位	¥962円	¥1,923円	¥2,884円
要介護度4	1023単位	¥1,093円	¥2,185円	¥3,278円
要介護度5	1148単位	¥1,226円	¥2,452円	¥3,678円

⑥ 8時間以上9時間未満

	1日あたり の保険単位	1日あたりの 自己負担額1割	1日当たりの 自己負担額2割	1日当たりの 自己負担額3割
要介護度1	669単位	¥715円	¥1,429円	¥2,144円
要介護度2	791単位	¥845円	¥1,690円	¥2,535円
要介護度3	915単位	¥978円	¥1,955円	¥2,932円
要介護度4	1041単位	¥1,112円	¥2,224円	¥3,336円
要介護度5	1168単位	¥1,248円	¥2,495円	¥3,743円

⑦ 予防専門型通所サービス（事業対象者・要支援1）

	1月あたりの 保険単位	1月あたりの 自己負担額1割	1月当たりの 自己負担額2割	1月当たりの 自己負担額3割
週1回程度	1798単位	¥1,921円	¥3,841円	¥5,761円

※ 月途中から利用の場合は日割りとなります。

⑧ 予防専門型通所サービス（要支援2）

	1月あたりの 保険単位	1月あたりの 自己負担額1割	1月当たりの 自己負担額2割	1月当たりの 自己負担額3割
週2回程度	3621単位	¥3,868円	¥7,734円	¥11,602円

※ 月途中から利用の場合は日割りとなります。

⑨ 加算の算定項目について

- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 【要介護・個別対象】 1日 56単位
(1割負担 ¥60円 2割負担 ¥120円 3割負担 ¥180円)
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 【要介護・個別対象】 1日 76単位
(1割負担 ¥82円 2割負担 ¥163円 3割負担 ¥244円)
- ・ 入浴介助加算（Ⅰ） 【要介護】 1日 40単位
(1割負担 ¥43円 2割負担 ¥85円 3割負担 ¥128円)
- ・ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 【個別対象】 6ヵ月 1回 20単位
(1割負担 21円 2割負担 43円 3割負担 64円)
- ・ 通所介護サービス提供体制加算Ⅱ 【要介護 1回 18単位 要支援 1月 72単位】
【要介護】 (1割負担 20円 2割負担 39円 3割負担 58円)
【要支援 1】 (1割負担 77円 2割負担 154円 3割負担 231円)
【要支援 2】 (1割負担 154円 2割負担 308円 3割負担 462円)
- ・ 通所介護処遇改善加算Ⅰ 【全員対象】 所定単位数の 92/1000 を加算
※自費による利用は介護度と利用時間、加算を合算した単位の 10割負担

⑩ その他の有料項目

- ・ 昼食代 1食あたり ¥700円
- ・ おやつ 飲物代 1日あたり ¥300円
- ・ リハビリパンツ代 1枚あたり ¥150円
- ・ パット代 1枚当たり ¥100円
- ・ 有料カルチャー・イベント代 実費 ※表示されている金額は税込価格です

(2) キャンセル料

利用者のご都合等でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日の営業時間内までにご連絡いただいた場合	無料
※ 上記を過ぎてからのキャンセルについては 昼食代 700円がかかります。	

(3) 支払方法

翌月 20日頃に前月分の請求をいたしますので、翌月 27日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

※ お支払方法は基本口座自動引き落とし、引き落としが出来なかった場合のみ振込・現金集金等となります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了希望日の1週間前までにお申し出ください。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反する場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当センターが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、2か月以上にわたってサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当センターのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 事業所利用にあたっての禁止行為と留意点

- ・従業員の指示に従ってサービスの提供を受けてください。
- ・風邪や病気の場合はご利用を断ることがあります。
- ・気分が悪くなった時や、怪我をした場合は速やかに申し出てください。
- ・時間に遅れた場合は送迎サービスを受けられない場合がございます。
- ・入浴・送迎の時間に関してなるべくご希望を考慮いたしますが、他の利用者等の都合上ご希望に添えない場合がございます。
- ・宗教等の勧誘行為は禁止です。
- ・施設内での金品及び、物品（食べ物含む）のやり取りは禁止です。
- ・ペット等の持ち込みは禁止です。
- ・必要外の貴重品の持ち込みはしないでください。

・喫煙は所定の場所にて行ってください。なお、火器の取り扱いが禁止です。

7 秘密保持について

- 1 正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者様、その家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 職員が退職後、在職中知り得たご利用者様、その家族又は身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 個人情報を使用する場合は各々あらかじめ文書で同意を得ます。同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を用いません。
- 4 次のいずれかに該当する場合は、同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第 7 条、第 21 条 1 項ないし 3 項及び 6 項により守秘義務が免除される時。
 - (2) ご利用者様の生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、同意を得ることが困難である時。
 - (3) 個人情報保護法第 23 条 1 項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時。

8 サービス内容に関する苦情

* 事業所の相談・苦情窓口

当事業所の通所サービスに関するご相談・苦情について承ります。

相談員または管理者までお申し出下さい。

相談苦情担当者 : 管理者 田中 賢治 相談員 加藤 麻美

苦情解決責任者 : 管理者 田中 賢治

連絡先 〒468-0044 名古屋市天白区笹原町 1701 番地

電話 052 (918) 3002 ファックス 052 (918) 3007

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 東桜分室	所在地 名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 DP スクエア東桜 8 階 電話番号 052-959-3087 受付時間 月～金 8:45～17:15
愛知県国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 国保会館南館 7 階 電話番号 052-971-4165 受付時間 月～金 9:00～17:00
名古屋市社会福祉協議会 (福祉サービス運営適正化委員会)	所在地 名古屋市東区白壁一丁目 50 番地愛知県社会福祉会館内 電話番号 052-910-7976 受付時間 月～金 9:00～17:00

9 提供するサービスの第三者評価の実地状況

実施の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

10 緊急時における対処方法

通所サービスの提供を行っているときに利用者の急変、その他の緊急事態が生じた場合速やかに主治医師等に連絡するなどの措置を講じ、ご家族様に連絡いたします。

11 感染症対策（感染症対策指針による）

個別対応・個別支援に取り組んでおりますが、集団生活の観点も考慮し、個人の健康管理に気を配っています。風邪症状のある場合は利用を控えて頂く場合があります。また、ご利用中に体調不良を確認した際はご家族様へご連絡後、サービス提供を中断し、ご帰宅の手配をとらせて頂く場合もあります。

12 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の予防のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：デイサービス管理者 田中 賢治

虐待防止に関する窓口：デイサービス相談員 加藤 麻美

- 1) 苦情解決体制を整備しています。
- 2) 定期的に虐待防止のための委員会を開催します。
- 3) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- 4) 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- 5) 虐待防止のための指針を整備します。

14 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

15 カスタマーハラスメント防止について

当事業所では全ての利用者に安心してサービスをご利用いただけるよう、職員が安全かつ尊厳をもって業務に従事できる環境の整備に努めています。これに伴い、利用者及びその家族による以下の行為は「カスタマーハラスメント（カスハラ）」として禁止しております。

また、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスの提供を中止し契約を終了させていただく場合があります。なお、契約終了にあたっては、利用者の安全と権利を尊重し、必要に応じて関係機関と連携のうえ、適切な支援体制の確保に努めます。

【禁止行為の例】

- 1) 職員に対する身体的暴力（暴力・接触の強要）
- 2) 職員に対する精神的暴力（威嚇・威迫・脅迫・暴言・人格否定・頻回及び長時間の執拗なクレーム等）
- 3) 職員に対する性的言動（セクシュアルハラスメント：不快な言葉・接触・性的な冗談・誘いかけ等）
- 4) 職員や他の利用者に対する差別的言動、サービス利用中における従業員の写真・動画・音声 の無断撮影および SNS 等での誹謗中傷
- 5) 正当な理由のない過度な要求・脅迫・威圧的言動など事業運営を妨げる行為

○担当者(デイサービスの生活相談員)

氏名：田中 賢治 連絡先：052-918-3002

：加藤 麻美

○通所介護・予防専門型通所サービスの内容

・ご利用日とご利用時間

利用開始予定日（ 月 日）

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
利用開始 時間							—
利用終了 時間							—

- ・ご利用場所 デイサービスセンターケアマキス笹原 名古屋市天白区笹原町 1701
- ・ご利用可能設備等 食堂、トイレ、浴室、静養室、機能訓練室、相談室、送迎車
- ・サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練
その他必要な介護等を行います。

《契約をする際の確認事項》

令和 年 月 日

通所サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および
本書面に基づいて重要事項を説明しました。

デイサービスセンターケアマキス笹原

説明者 氏名 田中 賢治 印

私は、利用契約書および本書面により、事業者から通所サービス
についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 印

(家族代表者又は代理人

続柄 印)